

令和5年度労働報酬下限額について、目黒区公契約条例第7条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和5年3月31日

目黒区長 青木英二

1 工事請負契約（目黒区公契約条例第7条第2項第1号）に定める契約に係る  
令和5年度労働報酬下限額

単位：円（1時間当たり）

No.	職 種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	3,005
2	普通作業員	2,690
3	軽作業員	1,890
4	造園工	2,678
5	法面工	3,410
6	とび工	3,365
7	石工	3,330
8	ブロック工	3,105
9	電工	3,240
10	鉄筋工	3,263
11	鉄骨工	2,982
12	塗装工	3,522
13	溶接工	3,645
14	運転手（特殊）	3,117
15	運転手（一般）	2,520
16	潜かん工	3,612
17	潜かん世話役	4,490
18	さく岩工	3,825
19	トンネル特殊工	3,488
20	トンネル作業員	3,027
21	トンネル世話役	4,107
22	橋りょう特殊工	3,545
23	橋りょう塗装工	3,522
24	橋りょう世話役	4,152
25	土木一般世話役	3,252

No.	職 種	労働報酬下限額
26	高級船員	3,758
27	普通船員	2,982
28	潜水土	5,097
29	潜水連絡員	3,702
30	潜水送気員	3,600
31	山林砂防工	3,263
32	軌道工	5,862
33	型わく工	3,095
34	大工	3,105
35	左官	3,320
36	配管工	2,892
37	はつり工	3,072
38	防水工	3,690
39	板金工	3,455
40	タイル工	2,777
41	サッシ工	3,263
42	屋根ふき工	3,105
43	内装工	3,353
44	ガラス工	3,230
45	建具工	2,954
46	ダクト工	2,915
47	保温工	2,825
48	建築ブロック工	2,864
49	設備機械工	2,858
50	交通誘導警備員A	2,015
51	交通誘導警備員B	1,745

【備考】上記の職種に当たらない次の労働者については、1,470円とする。

- (1) 見習い・手元等の労働者
- (2) 年金等の受給のために賃金を調整している労働者

2 業務委託契約及び協定（目黒区公契約条例第7条第2項第2号）に定める契約に係る令和5年度労働報酬下限額については、1,110円とする。